## 瑞穂市道路に設ける道路標識の寸法を定める条例(案)の概要について

## 1. 条例の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴い、「道路法」の一部が改正され、市道に設ける道路標識の寸法については、府省令(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令)を参酌して条例で定めることとなりました。

## 2. 条例の基本的な考え方

《府省令の体系》

府省令の条項		条例制定条項
第1章(道路標識	第1条~第4条)	第1章 (第3条) 道路標識の寸法
第2章(区画線	第5条~第7条)	
第3章(道路標示	第8条~第10条)	

道路法の一部改正により、法第45条に第3項が追加され、府省令で定められていた案内標識と警戒標識の寸法に関する基準を、各地方公共団体ごとに条例で定めることとなりました。

その府省令に定められている標識の寸法と、文字の大きさについて、瑞穂市は交通 の安全を確保するため、省令と同じ内容の基準を条例で定めます。

## 3. 施行予定日

平成25年4月1日